

食品安全委員会第 442 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 8 月 6 日（月） 14：00～15：09

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）BSE 対策に関する調査結果等について

（厚生労働省及び農林水産省からの報告）

（2）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等

LYS-No. 2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン

（農林水産省からの説明）

（3）農薬専門調査会における審議結果について

・「エタボキサム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「シプロジニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（4）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（5）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「テブフロキン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ペンディメタリン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ボスカリド」に係る食品健康影響評価について

・化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「アンチモン」」に係る食品健康影響評価について

・化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「ほう素」」に係る食品健康影響評価について

・化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「マンガン」」に係る食品健康影響評価について

（6）食品安全委員会の 7 月の運営について

（7）その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 監視安全課 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 池田畜水産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、

新本情報・緊急時対応課長、北池勧告広報課長、篠原リスクコミュニケーション官、

高山評価情報分析官、前田評価調整官

5. 配付資料

資料 1－1 BSE 対策に関する調査結果について

資料 1－2 BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について（23 年度）

資料 2－1 食品健康影響評価について

資料 2－2 LYS-No. 2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジンに係る食品健康影響評価について

資料 3－1 農薬専門調査会における審議結果について<エタボキサム>

資料 3－2 農薬専門調査会における審議結果について<シプロジニル>

資料 4 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニン>

資料 5－1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<テブフロキン>

資料 5－2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ペンディメタリン>

資料 5－3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ボスカリド>

資料 5－4 清涼飲料水中のアンチモンの規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 5－5 清涼飲料水中のほう素の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 5－6 清涼飲料水中のマンガンの規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 6 食品安全委員会の 7 月の運営について

6. 議事内容

○熊谷委員長 それでは、ただ今から「第 442 回食品安全委員会会合」を開催します。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から道野監視安全課輸入食品安全対策室長、農林水産省から池田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 442 回会合）議事次第」に従いまして、本

日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料、14点ございます。

まず、資料1-1が「BSE対策に関する調査結果について」、平成24年3月末現在ということで、厚生労働省からの資料でございます。それから、資料1-2が「BSE関係飼料規制の実効性確保の強化について（23年度）」、これは農林水産省からの資料でございます。

それから、資料2-1が農林水産大臣からの評価要請書、その関連資料として資料2-2がございます。

それから、資料3-1、資料3-2が「農薬専門調査会における審議結果について」。

それから、資料4が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

それから、資料5-1から資料5-3までが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、それから資料5-4から資料5-6までが、「清涼飲料水中の化学物質の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

そして、最後に資料6が「食品安全委員会の7月の運営について」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 よろしいですか。

続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局において、本年7月2日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（1）BSE対策に関する調査結果等について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「BSE対策に関する調査結果等について」です。

厚生労働省からBSE対策に関する調査結果について、農林水産省からBSE関係飼料規制の実効性確保の強化について、定例の報告があるとのこと。

それでは、まず、厚生労働省、道野輸入食品安全対策室長から報告をお願いします。

○道野輸入食品安全対策室長 厚生労働省の食品安全部の道野と申します。よろしくお願いいたします。

BSE 対策につきましては、現在再評価をお願いし、プリオン専門調査会で御審議いただいているところでございます。本件につきましては、平成 17 年 5 月に食品安全委員会のほうで取りまとめていただいた、前回の国内対策の見直しに関する食品健康影響評価において、SRM の管理に関する施策の遵守状況、これにつきまして、と畜場における実態調査を定期的を実施するということが求められておりまして、それにつきまして定期的に、今現在は年 1 回調査をして御報告させていただいております。

特に 17 年の評価の際に懸念されたのは、ピッシングと申しまして、牛の脳神経組織を破壊してと畜作業をする際に、牛が反射運動をしないようにして作業をするというようなことを多くのと畜場でやっており、BSE 対策上、それは非常に懸念点だということで、そういったピッシングの実施状況、あわせてその他の SRM の管理の状況についても、厚生労働省のほうで定期的に調査をして報告をさせていただくというようなことで対応してまいりました。

ピッシングにつきましては、1 の最後の 2 行にございますように、21 年 3 月末にすべてのと畜場において中止したことを踏まえ、同年の 4 月より、と畜場法施行規則を改正いたしまして法的に禁止をしたという経緯でございます。

では、本年の調査結果について御報告いたします。

資料 1－1 の 2 の調査結果の 24 年 3 月末現在のところをごらんください。現在、と畜場で牛のとさつを行っているのが 149 施設、めん山羊につきましては 63 施設というふうになっております。

通常の牛のスタンニング方法ということで、これにつきましては、脳が頭蓋腔内から漏れるというようなこともありますので、こういった調査をやっておるわけでございますけれども、スタンガン、と畜ハンマー、そういったものを使っている施設がそれぞれあるわけでございます。（3）の圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場、これは法的に禁止していませんが、これは結局、ピッシングと同じような問題があるということで、国際基準でもやらないようにということにされておりますし、国内では、従前よりこういった器具を使っているところはなく、念のため確認をしているということでございます。

それから、3 番目の牛のとさつ時の不動物化の方法。ここでは従前ピッシングが行われていたという項目であります。現状では、電流だとかパルスによる不動物化装置というものを使っていると畜場が 54 施設、それから、装置を用いていないところというのも 92 施設あります。

それから後、4 番目の牛の背割りによる脊髓の飛散防止についてということでありまして、（1）の基本事項というのは、脊髓片が枝肉に付着するのを防止するための手順として、厚生労働省のほうから行政指導をしている手順であります。145 施設について、こういった手順を採用しているということでございます。

それから、（2）の上乗せでありますけれども、（1）の基本事項以外の飛散防止措置を講じて

いると畜場というところでございまして、この中には、背割りを正中線からずらしてやるということで、脊髄の損傷をできるだけ少なくするというような方法をとっているところ、それから、背割り前に脊髄の吸引機を用いて除去を行っているというところもございます。ただ、こういった手法については、これはあくまでと畜場側が任意に実施するというようなこととございます。

5番目の牛の特定部位の焼却。これは、特定部位につきましては焼却を義務づけていますので、それぞれと畜場の施設内の焼却施設や、それから外部に委託をして焼却を行っているというものであります。また、焼却方法の確認ということで、それぞれ記録を保管して、記録の内容を行政側が確認するというような仕組みになってございます。

6番目のめん羊、それから山羊のSRMの取り扱いということで、これも先ほどの牛のものと同様、焼却についてのそれぞれと畜場内、もしくは外部への委託という手段で焼却をしているということとございます。

また、7番目のSRMに係るSSOPについてということですが、SSOPというのは作業手順を定めた書面ということとございまして、これは、と畜場法の施行規則で整備が各と畜場に義務づけられております。それぞれの手順に手順書が作成されているかどうか、それから、それに基づく点検だとか記録だとかということが実施されているかどうかということについての調査結果ということとございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 続きまして、農林水産省、池田畜水産安全管理課長から報告をお願いします。

○池田畜水産安全管理課長 農林水産省の畜水産安全管理課長の池田です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の1－2をごらんいただきたいと思います。

私どものほうからは、BSEの関係飼料規制の実効性確保の強化ということで、平成23年度の実績を御報告いたします。

冒頭書いてございますように、平成17年5月の食品安全委員会でBSE対策にかかわります食品健康影響評価をいただきました。その中で、飼料の規制の実効性の確保の強化ということで、ここに4点ございますが、この徹底を行うようにということで答申をいただいております。これらの実施状況につきまして、23年度の状況を以下に書いてございますが、これにつきまして報告をいたします。

まず1番目に書いてあります輸入飼料に係る交差汚染の防止でございます。当時いただきました答申で、1つは、配合飼料を輸入している業者について、国への届け出事項に配合飼料などの原材料を追加することが必要という指摘をいただきました。また、こういった輸入される配合飼料等についての検査・指導体制を強化する必要があるという御指摘をいただきました。これにつきまして、輸入業者からの届け出に原材料を追加しました。これによりまして、輸入される混合飼料の原料に反すう動物由来タンパク質が使用されていないということを事前に確認するという体制にしてござ

います。また、23 年度につきましては、輸入された飼料 35 点につきまして、独立行政法人の農林水産消費安全技術センター、FAMIC と申し上げていますが、検査・分析をいたしました。特段問題となるようなものはございませんでした。

この詳しい内容が 3 ページにございます。平成 23 年度輸入飼料検査対象ということで、混合飼料につきまして、ここに掲げられております国から輸入したものとにつきまして、採取点数は右のほうに書いてございますが、このような形で検査をいたしましたが、特段問題となるというような事例はございませんでした。

恐れ入りますが、また 1 ページに戻っていただきまして、2 番目の販売業者に対する規制の徹底というのがございます。以下、牛農家ですとか飼料の製造業者がございますが、当時、これらにつきまして検査・指導体制を強化するようというところで答申をいただいております。順に御報告いたしますが、まず販売業者につきまして、都道府県が販売事業所に対しまして 595 件検査を実施しております。法令違反につながる可能性のある不適合 17 件ということでございます。不適合の内容は、表に取りまとめてございます。農家ですとか製造業者とあわせまして、後ほど御報告させていただきたいと思っております。

3 番目ですが、牛飼養農家に対する規制の徹底ということで、まず都道府県は、牛飼養農家に対しまして検査・指導を 23 年度に 2,515 件実施してございます。不適合は 7 件ということになってございます。地方農政局、これは国の機関でございますが、同様に行っておりますが、特段動物性飼料を給与しているというような事例は認められておりません。

ページをめくっていただきまして 4 番目、製造段階における規制の強化の徹底ということでございますが、これは FAMIC が飼料の製造事業所に対しまして検査・指導を 23 年度に 346 件実施してございます。このうち不適合は 12 件ということでございました。都道府県も同様に行っておりますが、113 件実施をし、不適合が 5 件ということでございます。

4 ページをごらんいただきたいと思います。

ただ今申し上げました検査結果の不適合の事例を取りまとめてございます。順に御説明いたしますが、販売業者につきましては、まず表示の不備というのがございました。これは、牛用の飼料につきましては A 飼料という形で、それ以外の飼料を B 飼料としておるんですが、この A 飼料ということを表示しなさいということでございますが、この表示がなかったというものでございます。

それから、次が飼料等の保管、輸送における取り扱いの不備ということでございます。4 つぐらいに分けていますが、A 飼料と B 飼料の保管場所の区分が不明確ということでございます。交差汚染の防止に万全を期すということで、牛用と、それ以外の飼料は置く場所も明確に区分しなさいと言っておりますが、その区分が不明確であったと。ただし、物は既に包装された飼料でございまして、実態、交差汚染というものはございません。

次は、A 飼料と B 飼料の同時受け入れ・出荷。これにつきましても、交差汚染防止の観点から、受け入れを牛用と牛以外の時間的なタイミングをずらしなさいというふうに指導しております。ただ、これにつきましても、包装された飼料でございまして、同時に入ったといっても交差汚染はございませんでした。

それから、車両に A 飼料専用の標識がない。これは、牛用飼料を使うものには専用の車両を使ってくださいということでございました。実態は、牛用の飼料しか使っていないということでございます。

それから、A 飼料を取り扱うフォークリフトの清掃の未実施ということでございました。これにつきましても、実際は取り扱っているのは包装された飼料であるということで、交差汚染の心配はなかったということです。

それから、帳簿の備えつけの不備ということで、これは一部記載漏れ。飼料の名称とか業者名を必ず記載をしろということでございましたが、一部記載がなかったということです。いずれも実際の交差汚染につながるというようなものではございませんでした。

反すう動物飼養農家、2 番目でございます。これは飼料等の保管、輸送等における取り扱いの不備ということで、1 つは A 飼料に覆いをしていなかったということでございます。具体的にはバンカーサイロに入ったコーンサイレージに覆いがなかったということでございまして、何かほかのものが入ってくるというようなことはございませんでした。

それから、反すう動物飼育場近辺でペットへえさをやっていたということでございます。私どもとしまして、反すう動物の飼養場所でペットフードを犬猫に与えるようなことはやめてくださいと、万が一の交差汚染のことを考えてということでございましたが、特段ペットのえさが与えられているようなことは確認できておりません。

次に、製造業者につきましてですが、1 つは表示の不備でございます。これは、表示票、工場名とか会社名を書くことにしてございますが、そういったものの一部記載漏れがございました。

それから、帳簿の備えつけの不備ということで、これも一部記載漏れ、具体的には製造年月日が抜けていたというようなことがございました。

それから、製造業者につきまして県が実施した検査の結果ですが、表示の不備ということで一部記載漏れがあったものがございました。

それから、帳簿の備えつけの不備ということで、これも一部記載漏れがございました。具体的に申し上げれば、例えばおそば屋さんとか、そういったところで農家に直接残渣を供給しているところがあるんですが、そういうおそば屋さんなんかで帳簿がなかったということでございます。

以上が不適合事例の実績でございます。

こういったものにつきまして、2 ページへ戻っていただきまして、5 番に改善措置とございますが、ここに 3 つございます、帳簿の適切な整備だとか表示をしっかりしなさい云々と、こういった改善指導を行ってございます。

以上です。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。

○三森委員 厚生労働省の道野室長さんにお伺いいたします。

資料 1－1 の 2 番目、調査結果のところで、4 番目の牛の背割りによる脊髓片の飛散防止につい

てというところでございます。裏面を見ていただくと、（２）のところで、（１）の基本的事項以外の飛散防止措置を講じていると畜場数と、これが前年度に比べて、平成 24 年 3 月末現在では 133 から 135 施設にふえています、その②のほうですね。背割り前に脊椎の吸引機などを用いた除去を行っているという施設の数が 131 から 128 に減少しています。この 3 機関減少した理由は、何かお分かりになりますでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 3 機関の内訳は、1 つは、要するにと畜場自体が閉鎖になったケース。それから後、牛の処理をやめたというところ。それから、吸引機の使用をやめたというところと、それぞれ 1 つずつでございます。これにつきましては、一応任意の対応ということになっています。法的に高圧洗浄で十分脳神経タンパク除去できるということを 13 年に確認しております。さらに上乘せで自主的に実行したいと畜場については、こういったことに取り組んでおるわけでございますけれども、今申し上げたような理由で 3 施設の減少があったということでございます。

○三森委員 ありがとうございます。もう一点よろしいでしょうか。

農林水産省の池田課長にお伺いします。資料 1－2 ですが、その 1 番目の輸入資料に係る交差汚染の防止というところでございます。この関連資料が 3 ページ目の別表 1 に載っておりますが、先ほどの御説明で、飼料の採取点数が 35 点あるとお伺いいたしました。その別表 1 を見ますと、混合飼料のほうで米国産が 18 点ということで特に多いのですが、このサンプリングの採取点数と輸入量は何か関係があるのでしょうか。米国産が非常に多いということは輸入量も多いという形なんでしょうか。お伺いさせてください。

○池田畜水産安全管理課長 必ずしも輸入量が多いものが点数が多いということではございません。というのは、混合飼料はかなり種類がございます、例えばトウモロコシならトウモロコシだけなんです、いろいろな配合がございますので、そういうスペックの数、それと、当然輸入量も関係してくるんですが、そういったことを全部合わせまして、こういう結果になってございますので、必ずしも輸入量が多いところが一番点数が多いということではございません。例えば、混合飼料が 5 万 t ぐらい入っているんですけども、韓国産が約 4 万 t なんですね。ただ、同じ会社が同じところから入れている、同じスペックのものなんですね。それに比べて米国産は約 4,000 t なんです、スペックでいうと 12 ぐらい実績があるんですね。ですから、そういうものを合わせますと、大体こんな形になったということでございます。

○三森委員 ありがとうございます。

○村田委員 2 点教えてください。

最初は資料 1－1 のほうで、もうピッシングは既に行われていないということで、既に禁止になっているということですが、3 のところの不働化の方法で、そもそも不働化装置は用いてい

ないというような記事もあるんですけども、これはそもそもピッシングが必要ないような施設なのか、それとも何かそういうもの自体が変わったのかということを、もし分かったら教えてください。

それから２点目は、今度は資料の１－２のほうですけども、実際に検査・指導が強化されて、特段問題ないということでもよく分かりましたけれども、実際何件か、交差汚染には関係ない問題でしようけれども幾つかありますが、こういった事例の数というものの割合ですかね。これは去年と比べて同じようなものなのか、減っているのか増えているのか、その辺が分かったら教えてください。

○道野輸入食品安全対策室長 それでは、１つ目の御質問にお答えいたします。

ピッシング自体は、やはり反射運動を抑えるためということで従前行われていたわけですが、すけれども、特に頭数の多いところは間隔も短いですし、それから急いで作業をやらなければいけないということもあって、結果としてピッシングをやめるに当たって、そういったそれにかわる手段というものを採用するという方向で対応してきています。一方で、ある程度頭数も限られているようなところ、作業時間に余裕のあるところは、少し待つということで、少し反射運動が弱まってきます。そういった対応をしているところについては特段の装置を導入せずに、少し時間をおくというようなことで、スタンニングの後、待って作業をするというのが実態でございます。

○池田畜水産安全管理課長 不適合事例の数ですけども、昨年に比べて検査件数に対して不適合があった率が高くなっているのもございます。ただ、一昨年に比べると同じであるとか、そういう傾向がありまして、特段に何か右肩上がりになっているとかというのではございません。

○村田委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○熊谷委員長 ほかによろしいですか。

それでは、本日御報告いただきました内容等につきましては、食安委の事務局からプリオン専門調査会へも報告するようお願いします。

また、本件について次回の調査結果等が取りまとめられましたら、当委員会へ御報告いただくようお願いします。

道野室長、池田課長、ありがとうございました。

（２）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 2-1 にありますとおり、農林水産大臣から 7 月 31 日付で遺伝子組換え食品等 1 品目につきまして食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、池田畜水産安全管理課長から説明をお願いします。

○池田畜水産安全管理課長 それでは、続きまして、また私が説明をさせていただきます。

資料は 2-2 をごらんいただきたいと思います。

本日食品健康影響評価をお願いいたしますのは、LYS-No. 2F 株という株を利用して生産をされた塩酸 L-リジンについての評価のお願いでございます。

評価依頼添加物の概要ということで、2 番目に書いてございますが、評価をお願いする品目は、大腸菌 K-12 株の突然変異株、これを宿主といたしまして、L-リジンの生産効率を高めるため、この合成に関与する遺伝子を導入して作製した大腸菌の組換え体、この LYS-No. 2F 株、これを利用して生産をいたしました塩酸 L-リジンでございます。これにつきましては、抗生物質の耐性マーカーはもう既に除去してございまして有しておりません。

この利用方法ですが、飼料添加物としてのみ用いられるということでございます。実際の利用は、従来の塩酸 L-リジンと利用目的、あるいは利用方法に関しまして相違ございません。家畜への栄養成分の補給ということで飼料に添加をするというものでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

池田課長、ありがとうございました。

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本 2 件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。まず、担当委員でおられます三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 まず、エタボキサムについて、資料 3-1、その 6 ページに要約が載っておりますが、その要約に沿って御説明申し上げます。

殺菌剤のエタボキサムについて、各種試験成績を用いて食品健康影響評価を行いました。本剤は、チアゾールカルボキサミド系の殺菌剤でございまして、具体的な作用機序は特定されていませんが、病原菌の孢子形成などを阻害することで殺菌効果を示すと考えられております。評価に用いました試験成績は、評価書に列記されているとおりでございます。

本剤の投与による主な影響としましては、ラット、マウス、イヌ肝臓において肝細胞肥大などが、またラットにおいて精細管萎縮などの精巣上体及び精嚢への影響が、さらにはラットで精巣間細胞腺腫の発生頻度が増加しておりましたが、遺伝毒性は認められず、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。

また、繁殖試験では雄ラットの交尾率、授精率及び妊孕率の低下、精子の運動性低下などが、発生毒性試験ではラットの胎児に内臓奇形、内臓異常及び骨格異常の発生頻度の増加が認められましたが、いずれも無毒性量は得られております。

各試験で得られた無毒性量のうち最小値はイヌを用いた1年間の慢性毒性試験の5 mg/kg 体重/日でありましたので、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.05 mg/kg 体重/日をADIと設定いたしました。

続きまして、資料3-2のほうでございますが、シプロジニルです。

資料3-2の6ページをごらんください。要約が載っておりますが、この要約に沿って御説明申し上げます。

殺菌剤シプロジニルでございますが、農薬抄録、JMPR及び米国が行った評価をもとに食品健康影響評価を行いました。本剤はアニリノピリミジン系の殺菌剤でありまして、メチオニンの生合成を阻害し、菌糸の植物細胞内への侵入及び伸長を阻害すると考えられております。評価に用いた試験成績は、評価書に列記されてあるとおりでございます。

本剤の投与による主な影響としましては、肝細胞肥大及び肝海綿状変性、腎臓の慢性炎症及び甲状腺ろ胞上皮細胞肥大が認められました。ラットの2年間慢性毒性/発がん性併合試験におきましては、雌の乳腺におきまして線維腺腫などの良性腫瘍の発生頻度が統計学的に有意に増加いたしました。遺伝毒性は認められず、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。神経毒性、繁殖毒性能に対する影響及び催奇形性は認められませんでした。

各試験で得られました無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.7 mg/kg 体重/日でありましたことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.027 mg/kg 体重/日をADIと設定いたしました。

詳細につきましては事務局から御説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料3-1及び3-2に基づきまして補足の御説明をいたします。

まず、資料3-1をお願いいたします。エタボキサムという農薬の評価書案でございます。

7ページをお願いいたします。

7ページの下の方に、7.といたしまして開発の経緯がございます。このものは殺菌剤の一種でございまして、8ページの上の方に記載がございますように、新規にばれいしょ、ぶどう等への登録申請があったということでございます。

資料をめくっていただきまして9ページから、ローマ数字のⅡ.といたしまして安全性に係る試験の概要がございます。

1. の動物体内運命試験では、記載は 10 ページになりますが、②の吸収率で、ラットの低用量群で吸収率は 71~72%、高用量群で 48~61%と算出されております。

資料をおめくりいただきまして、14 ページをお願いいたします。

(5) の排泄の①にございますように、ラットでの主要排泄経路は糞中であり、排泄は速やかということでございました。

15 ページから、2. といたしまして植物体内運命試験がございます。ぶどう、ばれいしょ、それからトマトで試験が実施されておまして、10%TRR を超える代謝物として G が認められたということでございます。

資料をさらにおめくりいただきまして、24 ページをお願いいたします。

6. といたしまして作物残留試験がございます。こちらの (1) の試験では代謝物 G も分析されておりますが、親化合物の残留に比べて残留は多いものではなかったということでございます。

(2) の推定摂取量では、次のページに推定摂取量を整理した表 18 がございます。

毒性試験の関係につきましては 25 ページの下の方からで、28 ページに (3) として 90 日間の亜急性毒性試験 (イヌ) がございます。こちらの試験では、すべての投与群で体重増加抑制等が認められて無毒性量は設定できなかったということでございますが、イヌに関しては、より長期の試験で、より低い用量で無毒性量が得られております。

29 ページに (4) として 90 日間亜急性神経毒性試験 (ラット) がございます。こちらでは亜急性神経毒性は認められていないということであります。

30 ページには、(5) として代謝物 G の試験がございます。代謝物 G の毒性はエタボキサムと比較して弱いと考えられております。

30 ページの下の方から、11. といたしまして慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。

(1) の 1 年間慢性毒性試験 (イヌ) の試験が ADI の設定根拠となった試験でございます。肝臓等で所見が認められておまして、無毒性量は 5 mg/kg 体重/日と考えられております。

31 ページに (2) として 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット) がございます。こちらでは精巣の間細胞腺腫の発生頻度が増加したということでございますが、無毒性量は設定できております。

次の 32 ページの下の方から、(3) としてマウスでの発がん性試験がございますが、こちらでは発がん性は認められていないということでございます。

33 ページから 12. として生殖発生毒性試験がございます。こちらの (1) の試験では、精子の運動性低下等の精巣毒性が認められておりますが、無毒性量は設定できております。

めくっていただいた 35 ページの (2) の試験、発生毒性試験 (ラット) では、母動物に顕著な毒性がみられる用量で胎児に内臓奇形等が認められましたが、より低い用量で実施されました、次の (3) のラットでの試験では、母動物及び胎児について無毒性量が得られたということでございます。

36 ページの (4) のウサギでの発生毒性試験では、催奇形性は認められておりません。

36 ページの下の方から、13. として遺伝毒性試験がございます。一部の試験で所見がございま

したが、提出された試験成績は陰性と判断されまして、このものに生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられております。

37 ページには、代謝物 G の遺伝毒性試験の結果もございますが、陰性ということでございます。

38 ページから 14. としてその他の試験がございまして、メカニズムの検討が行われたということでございます。

41 ページからローマ数字のⅢ. といたしまして食品健康影響評価がございました。

41 ページの半ばから下の方にメカニズム試験関係の記載がございますが、メカニズム試験の結果では精巢毒性の発現機序は明らかになりませんでした。テストステロンを介した可能性が考えられまして、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、閾値を設定することは可能であると考えられております。

暴露評価対象物質はエタボキサム（親化合物のみ）と設定されておりまして、結論につきましては、ただ今、三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

次に、資料 3-2 をお願いいたします。シプロジニルという農薬の評価書案でございます。

こちら 7 ページをお願いいたします。

7. 開発の経緯でございますように、このものは殺菌剤の一種でございまして、今回、魚介類の残留基準値の設定の要請と、高麗人参、いちご等へのインポートトレランス設定の要請があったということでございます。

8 ページから、ローマ数字のⅡ. の安全性に係る試験の概要がございました。

1. の動物体内運命試験、こちらの（1）のラット①では、①吸収の b. 吸収率でございますように、ラットでの吸収率は少なくとも 82.3% と推定されております。

そして、10 ページには④といたしまして排泄の項目がございました。こちらの a. にございますように、このものの排泄は速やかで、投与後 48 時間で約 92~97% TAR が尿及び糞中に排泄されたということでございます。

資料をおめくりいただきまして、13 ページから（4）畜産動物（ヤギ）がございました。①の試験では、記載は 14 ページの上の方になりますが、経口投与後、乳汁中に 0.13~0.53% TAR 認められたということでございます。

14 ページの下の方から、2. といたしまして植物体内運命試験でございます。小麦、トマト、りんご、ばれいしょ、ももで試験が行われております。18 ページからの（5）のばれいしょの試験で代謝物 [0] が 10.9% TRR 検出されておりますけれども、その他の試験では 10% TRR を超える代謝物は認められていないということでございます。

資料をおめくりいただきまして、25 ページをお願いいたします。

6. といたしまして作物等残留試験がございました。（1）の作物残留試験では代謝物 [B] も分析されておりますが、シプロジニルの残留に比べて残留は多いものではなかったということでございます。（2）魚介類における最大推定残留値でございますが、魚介類における最大推定残留値は 0.022 mg/kg ということでございます。

毒性試験の関係が 26 ページの下の方からになります。資料をおめくりいただきまして、28 ペー

ジに（２）として急性神経毒性試験がございます。急性神経毒性は認められておりません。

さらにおめぐりいただいて、31 ページには（４）といたしまして亜急性の神経毒性試験の成績もございますが、亜急性神経毒性は認められていないということでございます。

33 ページから、11. といたしまして慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。次の 34 ページの（２）の試験、２年間のラットでの試験でございますが、こちらが ADI の設定根拠となった試験でございます。無毒性量が雄で 2.70 mg/kg 体重／日と考えられております。

なお、この試験では乳腺腺腫等の発生頻度の増加が認められておりますが、良性の腫瘍でございますし、後ほどの遺伝毒性試験の成績も陰性ということで、閾値の設定は可能と判断されております。

35 ページには（３）としてマウスでの 18 カ月間発がん性試験がございますが、発がん性は認められておりません。

35 ページからの 12. の生殖発生毒性試験では、このものの繁殖能への影響や催奇形性は認められていないということでございます。

資料をめくっていただきまして、37 ページの下の方から 13. として遺伝毒性試験がございます。代謝物に関するものも含め、提出された試験成績は陰性で、このものに遺伝毒性はないものと考えられております。

食品健康影響評価は 41 ページからでございます。暴露評価対象物質は親化合物のみと設定されておまして、結論につきましては、ただ今、三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

以上の２件につきましては、明日から 9 月 5 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、ありませんようですので、本２件につきましては意見・情報の募集手続に入ることとします。

（４）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当委員の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、審議結果、資料４の２ページをごらんください。ここの要約に沿って御説明をいたします。

添加物である PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニンについて、申請者の提出資

料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本食品添加物は、L-フェニルアラニンの生産性を高めるために、大腸菌の変異株である PHE3140 株を宿主として、L-フェニルアラニンの生合成に関与する遺伝子の変異導入及び L-フェニルアラニンの生合成に関与する遺伝子のプロモーターの変異導入を行った株、PHE1213 を利用して生産される L-フェニルアラニンです。

提出された資料より、本添加物は、食品添加物公定書の規格を満たしているということ、それから、従来の L-フェニルアラニンと比較して、既存の非有効成分の含有量が安全性上問題となる程度にまで増加していないということ、かつ有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないというふうに考えられました。したがって、専門調査会において「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断いたしております。

以上でございます。詳細については事務局のほうからお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 4 に基づきまして補足の御説明をいたします。

こちらの資料の今の次のページ、3 ページをお願いいたします。

ローマ数字のⅠ. の評価対象添加物の概要にございますように、このものは、生産性を高めるため、遺伝子組換え微生物を用いて生産された L-フェニルアラニンでございます。ただ今御説明いただきましたように、L-フェニルアラニンは食品添加物として指定されておりました、成分規格が食品添加物公定書に収載されております。このものの生産菌であります PHE1213 株の宿主が由来する ATCC13281 株につきましては、毒性や病原性についての報告はないということでございます。また、生産菌は抗生物質耐性マーカー遺伝子を有していないということでもあります。

ローマ数字のⅡ. の食品健康影響評価でございます。こちらの 2. の (3) にございますように、従来品に存在しない不純物としまして L-オチロシンが約 0.001% 検出されたということでございます。L-オチロシンは、L-フェニルアラニンの酸化によって生じるヒト生体内物質でございます、肉類、魚介類等に含まれているとの報告があることから、十分な食経験があると考えられております。また、申請品からの摂取量は、通常の商品からの一日推定摂取量を上回るものではないということでもあります。これらのことから、従来品と比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられるということでございます。3. にございますように、評価基準の附則であります「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断されたものでございます。

次のページにありますように、したがって、評価基準（本則）による評価は必要ないと判断されたものであります。

本件につきましては、表紙にございますように、明日から 9 月 5 日までの 30 日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上であります。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましても、意見・情報の募集手続に入ることとします。

(5) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。

農薬 3 品目、化学物質・汚染物質 3 品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、農薬 3 品目に関する食品健康影響評価についてです。この 3 件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 5－1 から 5－3 に基づきまして御説明いたします。

まず、資料 5－1 をお願いいたします。テブフロキンという農薬評価書の第 2 版でございます。

こちらの資料の 7 ページをお願いいたします。

7 ページの下の方の 7. 開発の経緯にございますように、このものは殺菌剤の一種でございます。今回、魚介類への基準値設定の要請がなされたということでございます。

2 回目の評価でございますので、主な変更点の御説明をさせていただきます。資料をおめくりいただきまして 18 ページをお願いいたします。

18 ページに 6. といたしまして作物等残留試験がございます。こちらに (2) の魚介類における最大推定残留値という項目が追加されておりまして、魚介類における最大推定残留値は 0.082 mg/kg ということでございます。

推定摂取量につきまして見直しが行われまして、次の 19 ページの表 16 が修正されております。

申しわけございません。先ほど誤記が分かりまして、表 16 の下の注釈として三つボツがある最後のボツの推定摂取量の「mg」が、これは「μg」の間違いですので、ここを修正させていただきます。

資料の 33 ページをお願いいたします。

33 ページから食品健康影響評価がございまして、今回の経緯の追記等がございしますが、魚介類中の暴露評価対象物質につきましては、農産物と同じく、テブフロキン及び代謝物 M1 と設定されております。ADI につきましては変更ございませんで、ADI は 0.041 mg/kg 体重/日と設定されております。

続いて、資料 5－2 をお願いいたします。ペンディメタリンという農薬の評価書の第 2 版でございます。

こちらの 10 ページをお願いいたします。

10 ページの下の方に 7. 開発の経緯がございますが、このものは除草剤の一種でございます。

次のページに記載がございますように、飼料中残留基準値設定の要請があったということ、それから、そば、しょうがへの適用拡大の申請があったということでございます。

主な変更点といたしましては、13 ページに血中濃度推移の表として表 2 がございますが、こちらに AUC の情報が追記されております。

動物体内運命試験の成績が追加されまして、資料をおめくりいただきまして 17 ページをお願いいたします。17 ページの下の方の (4) ヤギ②以降、(7) ニワトリまでの試験の成績が追加されております。こちらでは、18 ページの (6) ヤギ④で代謝物 U が 13.5%TRR 認められたということでございますが、そのほかに 10%TRR を超える代謝物は認められておりません。

さらに資料をおめくりいただきまして、28 ページから 6. といたしまして作物等残留試験がございます。こちらは 29 ページの (3) から (6) までの項目が追加されております。(4) の試験では代謝物 U も分析されておりますが、すべて定量限界未満ということでございました。家畜での残留性は高いものではなく、(6) の乳汁移行試験での乳汁試料でも検出限界未満ということでございました。

資料をおめくりいただきまして、46 ページから食品健康影響評価がございます。今回の経緯や試験結果の追記等ございましたが、ADI 等に変更はございませんで、ADI は、次の 47 ページにございますように 0.12 mg/kg 体重/日と設定されております。

続きまして、資料 5-3 をお願いいたします。ボスカリドという農薬評価書の、こちらは第 4 版でございます。

こちらの 9 ページをお願いいたします。

7. 開発の経緯にございますように、このものは殺菌剤の一種でございます。今回、小麦、てんさい等への適用拡大申請があったということでございます。

主な変更点といたしましては、10 ページの①の血中濃度推移という事項の表 1 に AUC の情報が追記されたということがございます。

それから、19 ページになりますが、6. の作物残留試験については、新たなデータも含めて記載が修正されております。推定摂取量につきましても見直しが行われて、こちらの表 8 について修正がなされたということでございます。

毒性試験の関係につきましては、資料をおめくりいただいて 30 ページをお願いいたします。

(4) 発達神経毒性試験 (ラット) の試験成績が追加されております。こちらについては、無毒性量は最高用量の 1,030 mg/kg 体重/日と考えられておりまして、発達神経毒性は認められなかったということでございます。

食品健康影響評価は 35 ページからでございます。今回の経緯や試験結果の追記等ございましたが、ADI 等に変更はございませんで、ADI は 0.044 mg/kg 体重/日と設定されております。

以上の 3 件につきましては、パブリックコメントは行わず、この結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本3件につきましては意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちテブフロキンの一日摂取許容量を 0.041 mg/kg 体重/日と設定する、ペンディメタリンの一日摂取許容量を 0.12 mg/kg 体重/日と設定する、それから、ボスカリドの一日摂取許容量を 0.044 mg/kg 体重/日と設定するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして、化学物質・汚染物質3品目に関する食品健康影響評価についてです。

本3件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が完了しております。事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料5-4から5-6に基づきまして御説明いたします。

まず、資料5-4、アンチモンの清涼飲料水評価書をお願いいたします。

こちらの2ページをお願いいたします。

2ページの上の方に審議の経緯がございますが、本件につきましては、6月21日の第436回の食品安全委員会におきまして専門調査会での審議結果案の報告について審議がなされまして、7月20日まで御意見・情報の募集を行った案件でございます。

資料をおめくりいただきまして、26ページをお願いいたします。

26ページからローマ数字のⅢ.として食品健康影響評価がございます。26ページの一番下の行のところからでございますが、アンチモンの遺伝毒性に関しては、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えられておりまして、非発がん影響に基づきTDIを算出することが適切ということで、ラットでの亜急性毒性試験の成績から、TDIにつきまして6.0 μg/kg 体重/日と設定されております。

この資料の最後から2枚目をお願いいたします。右肩に参考とあるページでございます。

本件につきまして、7月20日まで御意見等の募集を行いましたところ、1通の御意見がございました。ヒトへの影響に関する情報は貴重な情報です。吸入暴露影響は今回の議題とは直接関係ないと思いますが、大切な情報と言えらる感じましたということ、また、得られたTDI値は妥当なものと感じます、という趣旨の御意見でございます。回答といたしまして、御意見への御礼を記載しております。

最後のページに変更点がございましたが、記載の整備、誤記修正でございます。

続きまして、資料5-5、ほう素の清涼飲料水評価書をお願いいたします。

こちらにつきましても2ページに審議の経緯がございますが、先ほどと同様、専門調査会での審

議結果案について審議をいただきまして、7月20日まで御意見・情報の募集を行った案件でございます。

こちらの5ページをお願いいたします。

5ページの上の方、ローマ数字のⅠ. の評価対象物質の概要に記載がございますように、欄外には厚労省からの評価要請についての記載もございますが、平仮名で「ほう」と書く「ほう素」で評価要請がございましたが、IUPAC の和名が片仮名ということで、この評価書におきましては IUPAC にならった表記となっております。

この資料をおめくりいただきまして、35 ページをお願いいたします。

35 ページからローマ数字のⅢ. として食品健康影響評価がございます。新生児の男女比率への影響を示唆するようなデータも存在しましたが、ヒトではほう素の生殖影響を明確に示す結果は得られていないと評価されておりまして、発がん性については、実験動物を用いた研究で発がん性を支持する知見は得られておらず、また、遺伝毒性はないものと考えられるということから、非発がん毒性に関する TDI を設定することが適切と判断されまして、ラットでの発生毒性試験の成績に基づいて TDI が検討されたということでございます。

不確実係数の分割も検討されまして、その関係の記載が 36 ページにございますが、今回は TK/ TD 分割は適用しないということにされておりまして、TDI につきましては、ほう素として $96 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定されたということでございます。

こちらにつきましても、最後から2枚目をお願いいたします。

7月20日まで御意見等の募集を行いましたところ、1通の御意見をいただいております。ヒトでの影響は良く整理され、貴重な情報が提供されておりますというコメントと、動物を用いた諸実験結果から得られた今回の TDI 値は妥当なものと感じましたという御意見でございます。御意見への御礼を回答しております。

最後のページに変更点がございますが、記載の整備、誤記修正でございます。

続いて、資料5-6をお願いいたします。マンガンの清涼飲料水評価書でございます。

こちらも2ページに審議の経緯がございますが、先ほどと同様、専門調査会の結果につきまして6月21日に御審議いただいて、7月20日までパブリックコメントを行ったものでございます。

資料をおめくりいただきまして、29 ページをお願いいたします。29 ページから食品健康影響評価がございます。

記載は 30 ページの上の方になりますが、発がん性については、ヒトへの発がん性を示す知見は得られていないということ、遺伝毒性については *in vitro* 及び *in vivo* 試験で陽性の結果の報告がございますが、DNA との直接的な相互作用ではなく、DNA 合成や DNA 修復に関与するタンパク質の活性に及ぼす影響に起因していると考えられまして、非発がん毒性に関する TDI を算出することが適切であると判断されております。

マンガンにつきましては、ヒトを対象とした疫学調査のデータが充実しているため、ヒトのデータを用いて評価を行ったということでございます。30 ページの下の方でございますように、疫学調査を設定根拠といたしまして、TDI は $0.18 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定されております。

こちらも最後から2枚目をお願いいたします。

これにつきましても、7月20日まで御意見等の募集を行いましたところ、1通の御意見をいただいております。ヒトへの影響に関する膨大な情報によれば、諸外国とりわけEPAやWHOなどの規制値に準拠した値を尊重すべきではないかと、感じました。従いまして、毒性試験結果に基づいたTDI値の設定に対し、ヒトへの影響も加味した値の設定のほうが科学的ではないかと感じたしだいです、という御意見でございます。回答でございます。食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会では、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っていますということを御説明しております。清涼飲料水に係るマンガンの食品健康影響評価につきましては、ヒトの疫学調査の知見に基づきTDIを0.18 mg/kg 体重/日と設定しました。今後とも、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に評価を行っていきたいと考えています、という回答でございます。

最後のページに変更点がございますが、記載の整備、誤記修正でございます。

以上の3件につきましては、専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、本3件につきましては、ただ今の説明のとおりでありますけれども、その内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、この3件につきましても、化学物質・汚染物質専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、アンチモンの耐容一日摂取量を6.0 μg/kg 体重/日と設定する、ほう素の耐容一日摂取量を96 μg/kg 体重/日と設定する、マンガンの耐容一日摂取量を0.18 mg/kg 体重/日と設定するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(6) 食品安全委員会の7月の運営について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会の7月の運営について」です。

事務局から報告してください。

○井原総務課長 それでは、資料6に基づきまして御報告いたします。

7月は、まず、食品安全委員会、4回開催をされております。

委員改選が行われました初めての会合であります7月2日、これは臨時開催でございますけれども、その会合におきましては、まず、松原大臣からごあいさつをいただいております。その後、委員長の選出、それから委員会会合を毎週月曜日に開催すること等が決定されております。

それから、専門調査会の状況でございますけれども、4ページ以降に記載をしております。

それで、おめくりいただきまして6ページに、7月24日に開催されました第73回のプリオン専門調査会の概要等を記載しております。

それから、最後のページ、7ページでございますけれども、意見交換会の開催等についての状況でございます。食品に関するリスクコミュニケーションということで、食品中の放射性物質対策に関する説明会、これは消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と共催で開催をしておりますけれども、7月3日に岡山県、11日に富山県、18日に青森県、24日に愛媛県で開催をされております。そのほか、ワークショップ、7月4日京都府、それから食品に関するリスクコミュニケーション、北海道、7月20日、それから意見交換会、地域の専門家対象の意見交換会でございますけれども、23日に高知県、これらはすべて食品中の放射性物質についてをテーマにしてのものでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問等ありましたらお願いします。

○佐藤委員 最後のほうで御紹介いただいた、食品のリスクを考える意見交換会ですけれども、各地でやり方がそれぞれ何か違うように読んだのですけれども、これは共催者との相談でやり方を変えているということなのですか。

○井原総務課長 まず最初の消費者庁、厚生労働省、農林水産省共催については、これらの省庁と御相談をしながらということで、あと、北海道、高知県等とかにつきましては、各自治体等と御相談しながら開催ということで、若干趣旨も違うことから、違う内容になっています。

○佐藤委員 地元の要望というか、地元と相談しながらやっているということによろしいですね。

○井原総務課長 そうです。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御質問ありますか。

(7) その他

○熊谷委員長 ないようでしたら、それでは、事務局のほうでほかに議事はありませんか。

○井原総務課長 特にございません。

○熊谷委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了しました。

次回の委員会会合につきましては、恒例ですと来週 8 月 13 日月曜日となりますけれども、専門調査会から上がってくる懸案事項もないようですのでお休みとさせていただき、再来週 8 月 20 日月曜日 14 時から開催を予定しております。

また、明後日 8 日水曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、9 日木曜 14 時から「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 442 回食品安全委員会会合を閉会します。

どうもありがとうございました。